

不利益処分の処分基準

処 分 名		児童手当支払の調整
根拠法及び条項		児童手当法第 1 3 条
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課
処 分 基 準	関係条項	なし
	基 準	○第 1 3 条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払いとみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
	備 考	